

【(介護予防) 短期入所生活介護】 重要事項説明書

介護老人福祉施設 ビオラ三保（以下、「当施設」という）は、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定において「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 運営法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 中川徳生会
- (2) 法人所在地 神奈川県横浜市都筑区南山田2丁目39番地35号
- (3) 電話番号 045-972-9915
- (4) 代表者氏名 理事長 高橋 栄治郎
- (5) 設立年月日 平成6年3月11日
- (6) 事業の概要 第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業、居宅介護支援事業、地域包括支援センターの受託経営、病院等の設置経営

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定短期入所生活介護（併設型・空床型）
- (2) 事業所番号 1473300851
- (3) 名称 介護老人福祉施設 ビオラ三保
- (4) 所在地 神奈川県横浜市緑区三保町350番地
- (5) 電話番号 045-924-2223
- (6) 施設長(管理者) 畑中 一伸
- (7) 開設年月日 平成17年6月1日
- (8) 入所定員 10名

3. 設備の概要

- (1) 当施設では以下の居室（全室個室）・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	ベッド、洗面台、ナースコール等備付け
ユニット	1ユニット	1階西側Aユニット
リビング	1室	トイレ2箇所設置、キッチン
セミパブリックスペース	1室	
浴室	3室	特殊浴槽、大浴場、個浴槽
交流ホール	1室	

4. 職員配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、指定基準を遵守し、以下の職種を配置しています。

職 種	人 員	
施設長（管理者）	1 名（常勤兼務）	
介護職員	9 名（常勤兼務 8 名、非常勤兼務 1 名）	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員	2 名（常勤兼務）	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	1 5 名（常勤兼務 4 名、非常勤兼務 1 1 名）	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	2 名（常勤兼務）	ご契約者の機能訓練指導を担当します。
医師	1 名（非常勤兼務）	ご契約者に対する健康管理及び療養上の指導を行います。
管理栄養士	2 名（常勤兼務）	

5. 当施設の運営方針

当施設では、「幸せの創造」を基本理念に掲げ、ご契約者個々の尊厳を尊重し、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスの提供に努めます。

6. サービスの概要

a. 居室の提供

b. 食事 朝食 8：00～、昼食 12：00～、夕食 18：00～

- ・ 食事開始時間は、体調やご希望に合わせ2時間以内で調整が可能です。
- ・ ご飯食・パン食の選択が可能です。
- ・ ご契約者の自立支援のため、離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としていますが、ご相談により居室、交流ホール（原則、ご家族同伴）での食事が可能です。

c. 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

d. 排せつ

- ・ 排せつの自立を促すために、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

e. 機能訓練指導

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活に必要な機能の回復、または、その減退を防止するための方法等についてのご相談に乗ることが出来ます。

f. 健康管理

- ・ 看護職員による健康相談、日常生活の看護、処置、その他必要な看護等を行います。

g. その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えに配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容に配慮し援助します。

7. サービス利用料金

別表 1 参照

8. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、以下の事項にご留意ください。

a. 面会時間 9:00～18:00

- ・ 来訪の際は、必ずその都度受付職員に届け出て下さい。
- ・ 来訪の際に、他のご利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。

b. 施設・設備の使用上の注意（契約書第 10 条参照）

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・ 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

c. 喫煙

- ・ 施設内は全面禁煙となっています。敷地内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。喫煙スペースでの喫煙を希望される場合の火気については、当施設にて管理させていただきます。

9. 業務継続計画の策定等について

- a. 感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- b. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施します。

- c. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 虐待の防止について

当事業者は、ご契約者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- a. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 施設サービス課 主任

- b. 成年後見制度の利用を支援します。
- c. 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者がご契約者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- d. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- e. 虐待防止のための指針の整備をしています。
- f. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- g. サービス提供中に、当該施設従業者等による虐待を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体的拘束について

当事業者は、原則としてご契約者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご契約者ご本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に、以下のア～ウの要件をすべて満たすときは、ご契約者及びご家族に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で身体的拘束を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、ご契約者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録します。

また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ア 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、ご契約者ご本人または他者の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- イ 非代替性……身体的拘束その他の行動制限以外に代替する介護方法がないこと。
- ウ 一時性……身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

12. ハラスメント対応について

当事業者は、「職員が安心できる職場でなければ、ご契約者の皆様に信頼されるサービスを提供できない」と考えています。そのため、事業所内およびご契約者等からのハラスメント行為には厳正に対応していきます。

- a. 当事業者は、「ハラスメント防止規定」を策定して職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。
- b. ご契約者およびそのご家族が事業者の職員に対して以下のハラスメント行為を行った場合には、契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対応いたします。

- (1) 暴行 (2) 暴言 (3) 威嚇 (4) セクハラ (5) 過度な要求
 (6) プライバシー侵害
 (7) その他、上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

13. 損害賠償

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

14. 苦情の受付について

当施設のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ビオラ三保 お客様相談窓口	電話番号 : 045-924-2223 FAX番号 : 045-924-2224 担当者 : 生活相談員 対応時間 : 午前9時から午後6時まで
------------------	---

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

横浜市 はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	所在地 : 横浜市中区本町6-50-10 電話番号 : 045-263-8084 FAX番号 : 045-550-3615 対応時間 : 平日午前9時から午後5時まで
緑福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地 : 横浜市緑区寺山町118 電話番号 : 045-930-2317 FAX番号 : 045-930-2310 対応時間 : 平日午前8時45分から午後5時まで
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 : 横浜市西区楠町27-1 電話番号 : 045-329-3447 受付時間 : 月～金曜日 午前9時から午後5時まで
神奈川県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 : 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 神奈川県民センター14階 電話番号 : 045-317-2200 FAX番号 : 045-322-3559 受付時間 : 月～金曜日 午前9時から午後5時まで

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設 ビオラ三保

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者住所

利用者氏名 _____ 印

代理人または立会人住所

代理人または立会人氏名 _____ 印